

平成 19 年 2 月 21 日

特許庁総務部国際課御中

中国専利法第3次改正案(国務院提出版)に対する意見

日本機械輸出組合
知的財産権問題専門委員会
委員長 外川 英明

中国専利法第3次改正に関し、国務院より、専利法改正案(SIPOより国務院への提出版)が提示され、同改正案に対する意見が求められておりますところ、当組合知的財産権問題専門委員会において検討した結果、下記の通り意見をご提出いたします。

記

1. 職務発明についての要望

(専利法改正案(SIPOより国務院への提出版)第6条)

先の改正案(SIPO案)では、「主に所属先の技術秘密を利用して…」という限定によって「職務発明」の定義範囲が狭くなり、「会社の物質・技術的条件を利用して完成された発明」は、会社と従業員との間に別途取決めがない限り、会社は通常実施権のみが与えられることになっていた。

今回の国務院改正草案では現行規定に戻されたので、その点において望ましいと考える。しかしながら、現行規定においても、第1段落の「主に単位の物質・技術的条件を利用して完成された発明創造」と第3段落の「単位の物質・技術的条件を利用して完成された発明創造」とでその取扱いが異なっているが、「単位の物質・技術的条件を利用して完成された発明創造」という表現は、「主に単位の物質・技術的条件を利用して完成された発明創造」も含むように解釈される可能性があることから、後者を例えば「主に単位の物質・技術的条件を利用して完成された発明創造を除く、単位の物質・技術的条件を利用して完成された発明創造」というように、後者が前者を含まないことを明確にするような定義にしていきたい。その場合でも、「主に」の程度があいまいで、どの範囲が職務発明創造に該当するのか分かりづらいので、できれば、明確に区別のできるような異なる表現を用いていただきたい。

「単位の物質・技術的条件を利用して完成された発明創造」について契約によって権利の帰属について取り決めがある場合には取り決めに従うとされているが、ここ規定されている「取決め」は、逐条解説では「契約」と表現されており、個別の労働契約だとすると、現在個々の従業員と締結している個別契約を更改しなければならないので、就業規則や発明考案規

定のような集合的な取決めでもいいように明記して頂きたい。

2. 専利を出願する権利の譲渡についての要望

(同改正案第 11 条)

先の改正案(SIPO案)で、専利を出願する権利を外国企業へ譲渡する場合、所定の手続が必要とされた。今回の国務院改正草案においても、同様の規定が採用されている。日本企業より中国現地法人に開発委託を行う場合は、その成果である発明を日本企業に譲渡してもらうように開発委託契約を締結するのが通常であるが、そのような場合に、契約書の締結以外に、所定の手続が必要とされるのは、出願人に負担を強いることになるので、契約があればそのような手続を不要としていただくか、出願書類に記載すれば足りるような極めて簡便な手続としていただくことを要望する。

3. 意匠権の無効事由に創作非容易性の採用を要望

(同改正案第 23 条)

専利法改正案 23 条に、意匠の登録要件として創作非容易性が盛り込まれていることについては非常に評価できるので、案文のとおり改正頂くよう強く希求する。

4. 同一の製品に係る二つ以上の類似意匠を一件の出願として提出できる旨の類似意匠権制度の実現を要望

(同改正案第 31 条)

専利法改正案31条に盛り込まれている、同一の製品に係る二つ以上の類似意匠を一件の出願として提出できる旨の類似制度については、出願人の手続負担軽減のためにも案文どおりに実現して頂くよう強く希求する。

5. 先使用权制度について

(同改正案第 74 条 2 号)

先の改正案(SIPO案)で、「元の範囲内だけで引き続き…」という現行規定とおなじ制限が規定されていたが、今回の国務院改正草案においても、同様の規定が採用されている。「同じ製品の製造規模の拡大は図れない」と解釈されてきたが、そのような解釈をされないようにするための修正を改めて希望する。すなわち日本特許法79条「…その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲において、」と同趣旨の文言になるように修正を希望する。また、現行法63条では、実施行為として、「製造、使用」のみが規定されているが、先の改正案(SIPO案)では、案11条に規定されている実施行為が提案されていたが、今回再び現行法63条と同じ範囲になっている。国務院改正草案12条の実施行為の範囲とするようにしていただきたい。

6. 部分意匠制度の導入を要望

専利法改正案の意匠の定義に、意匠権の強化のために部分意匠制度の導入を要望する。ただし、現行の無審査主義のもとで部分意匠制度が導入された場合権利濫用のおそれが一層生じる可能性が予想されるので、部分意匠制度の導入については、意匠実体審査の採用とあわせて導入を要望する。

以上